

# 前田町町内会規約（会則）

## 第一章 総 則

- 第 1 条**  
(目的) 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
  - (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
  - (3) 集会施設の維持管理
  - (4) 福利厚生を増進
  - (5) 町民相互の親睦
- 第 2 条**  
(名称) 本会は前田町町内会と称する。
- 第 3 条**  
(区域) 本会の区域は、横浜市戸塚区前田町の区域とする。
- 第 4 条**  
(事務所) 本会の事務所は横浜市戸塚区前田町505番地の町内会館に置く。

## 第二章 会 員

- 第 5 条**  
(会員資格) 本会の会員は第3条に定める区域に住所を有する個人及び企業とする。
- 第 6 条**  
(会費) 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 第 7 条**  
(入会) 第3条に定める区域に住所を有する個人及び企業で本会に入会しようとする者は別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。  
2.本会は、前項の入会申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んでは  
ならない。
- 第 8 条**  
(退会等) 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したもとする。
- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合
- 2.会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。  
但し、同居の親族から会員として継続するむねの連絡があった場合はその  
かぎりではない。

## 第三章 役 員

- 第 9 条**  
(役員の種類) 本会は、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副 会 長 若干名
  - (3) 会 計 2 名
  - (4) 監 査 2 名
- 第 10 条**  
(役員を選任) 役員は、総会において、会員の中から選任する。  
2.監査と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。  
3.会長は本会に顧問及び相談役を委嘱することが出来る。

**第 11 条**  
(役員  
の職務)

- 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に支障が生じた時は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3.会計は本会の会計を掌る。
  - 4.監査は、次に掲げる業務を行う。
    - (1)本会の会計及び資産の状況を監査すること。
    - (2)会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。
    - (3)会計及び資産の状況又は業務執行についての不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
    - (4)前号の報告をするため必要であると認めるときは、総会の招集を請求すること。

**第 12 条**  
(役員  
の任期)

- 役員の実任期は、2年とする。ただし役職毎に3期6年の再任は妨げない。
- 2.補欠により選任された役員の実任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3.役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第 四 章 その他の役職

**第 13 条**

本会は会の運営を円滑に進めるために別に定める、部と組を置く。

**第 14 条**  
(部長他  
の選任)

各部は部長・副部長を選任し会長に報告しなければならない。又任期は原則2年とし再任は妨げない。必要に応じて会計を選任することができる。

**第 15 条**  
(組長  
の選任)

- 各組は組長を選任し会長に報告しなければならない。又任期は原則として1年とし再任は妨げない。
- 2.別に定める各ブロック毎に代表組長を選任しなければならない。任期は組長と同様とする。

#### 第 五 章 総 会

**第 16 条**  
(総会  
の種別)

本会の総会は、定時総会及び臨時総会の二種とする。

**第 17 条**  
(総会  
の構成)

総会は代議員をもって構成する。但しその他の会員の出席を妨げない。尚、代議員は組長を持つて当たり、その他の会員は議決権はないものとする。

**第 18 条**  
(総会  
の権能)

総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

**第 19 条**  
(総会  
の開催)

- 定時総会は、毎年度決算終了後2カ月以内に開催する。
- 2.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1)会長が必要と認めるとき。
    - (2)総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
    - (3)第11条第4項の第4号の規定により監査から開催の請求があったとき。

**第 20 条**  
(総会  
の招集)

- 総会は、会長が招集する。
- 2.会長は、前条第二項第二号及び第三号の規定により請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3.総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して開催の日の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

- 第 21 条**  
(総会の議長)  
総会の議長及び書記は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 第 22 条**  
(総会の定足数)  
総会は代議員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。  
但し定時総会は代議員を新旧組長とする。
- 第 23 条**  
(総会の議決)  
総会の議事は、この規定に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 第 24 条**  
(会員の表決権)  
代議員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。
- 第 25 条**  
(総会の書面表決等)  
止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、委任状により議決権を行使し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。  
2.前項の場合における第22条及び第23条の規定の適用については、その代議員は出席したものとしてみなす。
- 第 26 条**  
(総会の議事録)  
総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1)日時及び場所  
(2)代議員の現在数(役員・部長の総数)及び出席者数(委任状提出者を含む)  
(3)開催目的、審議事項及び決議事項  
(4)議事の経過の概要及びその結果  
(5)議事録署名人の選任に関する事項  
2.議事録には、議長及びその会議において選任された書記が署名捺印をしなければならない。
- 第 六 章 役 員 会**
- 第 27 条**  
(役員会の構成)  
役員会は、監査を除く役員をもって構成する。
- 第 28 条**  
(役員会の権能)  
役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。  
(1)総会に付議すべき事項  
(2)総会の議決した事項の執行に関する事項  
(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 第 29 条**  
(役員会の招集等)  
役員会は会長が必要と認めるとき招集する。  
2.会長は役員2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に役員会を招集しなければならない。  
3.役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも15日前までに通知しなければならない。
- 第 30 条**  
(役員会の議長)  
役員会の議長は、会長がこれに当たる。

**第 31 条** (役員会の定足数等) 役員会には、第22条・第23条・第25条・第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「代議員」とあるのは「役員」と読み替える。

## 第 七 章 資 産 及 び 会 計

**第 32 条** (資産の構成) 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。  
(1)別に定める財産目録記載の資産  
(2)会費  
(3)活動に伴う収入  
(4)資産から生ずる果実  
(5)その他の収入(市からの補助金、寄付金、雑収入等)

**第 33 条** (資産の管理) 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

**第 34 条** (資産の処分) 本会の資産で第32条第1号に掲げるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2の決議を要する。

**第 35 条** (経費の支弁) 本会の経費は、資産をもって支弁する。

**第 36 条** (事業計画及び予算) 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  
2.前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

**第 37 条** (事業報告及び決算) 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監査の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

**第 38 条** (会計年度) 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

## 第 八 章 規 約 の 変 更 及 び 解 散

**第 39 条** (規約の変更) この規約は、総会において3分の2以上の決議を要する。

**第 40 条** (解散) 本会の解散は総会の4分の3以上の承諾を得なければならない。

**第 41 条** (残余財産の処分) 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ処分することができない。

## 第九章 雑 則

- 第 42 条**  
(備付け  
帳簿及び  
書類)
- 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登録等に関する書類、総会及び議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- 第 43 条**  
(部及び会  
の設置)
- 本会は本会の運営を円滑にするため、別に定める部及び会を置くものとする。  
2.各部及び各会は本町内会同様、決算期に事業計画書、予算申請書、決算報告書等を会長に提出しなければならない。
- 第 44 条**  
(組の設置)
- 本会は本会の運営を円滑にするため、別に定めるブロック及び組を設置する。又ブロック別に代表組長を任命する。
- 第 45 条**  
(役員部長  
会及び組長  
会の招集)
- 役員部長会及び組長会は必要に応じて会長が招集することができる。
- 第 46 条**
- 本会は下記のほか細則・内規等(一覧表)を別に定める。
- (1) 役員選出のための推薦委員会規程
  - (2) 町内会館使用規定
  - (3) 慶弔金規程
  - (4) 役員・部長・副部長手当に関する規定
  - (5) 町内会表彰規定
- 第 47 条**  
(附則)
- この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て
- |    |      |     |     |         |
|----|------|-----|-----|---------|
| 平成 | 21 年 | 4 月 | 5 日 | から施行する。 |
| 平成 | 23 年 | 4 月 | 3 日 | 一部改定    |